

科学委員会委員及び専門部会委員の委嘱に関する達

平成 24 年 5 月 14 日

24 達第 2 号

改正 平成 24 年 6 月 8 日 24 達第 4 号

平成 26 年 3 月 31 日 26 達第 2 号

平成 28 年 3 月 7 日 28 達第 3 号

平成 31 年 4 月 23 日 31 達第 1 号

令和 2 年 3 月 13 日 達第 3 号

科学委員会委員及び専門部会委員（専門部会委員には独立行政法人医薬品医療機器総合機構科学委員会専門部会規程（平成 24 年規程第 27 号）第 8 条の規定に基づき臨時委員として指名され出席する専門委員（独立行政法人医薬品医療機器総合機構専門委員の委嘱に関する要領（平成 16 年要領第 5 号）に基づき理事長が委嘱する専門委員をいう。）を含む。）（以下「科学委員会委員」という。）の委嘱（臨時委員としての指名を含む。）に関し、その透明性の確保を図るため、以下のとおり遵守事項を定めることとする。

（1）委嘱時

科学委員会委員は、薬事関係企業（以下「企業」という。）の役員、職員又は定期的に報酬を得る顧問等の職に就いている場合には、その状況について別紙 1 の様式に従って医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出するものとする。

また、科学委員会委員は、過去 3 か年度（注 1）の間の本人又は家族（注 2）の企業からの寄附金・契約金等（注 3 及び注 4）の受取状況（一企業からの当該年度の受取金額が 500 万円以上のものに限る。）について、その実績を別紙 1 の様式に従って機構に提出するものとする。

機構は、当該提出を受けたときは、この内容を速やかに公開する。

（2）任期中

任期中、科学委員会委員は、企業の役員、職員又は定期的に報酬を得る顧問等の職に就いた場合には、その状況について別紙 2 の様式に従って機構に提出するものとする。

また、科学委員会委員は、本人又は家族の企業からの寄附金・契約金等の受取（一企業からの当該年度の受取金額が 500 万円以上のものに限る。）が発生した場合、その実績を別紙 2 の様式に従って機構に提出するものとする。

機構は、当該提出を受けたときは、この内容を速やかに公開する。

注 1. 「過去 3 か年度」とは、別紙 1 の様式による回答の日の属する年度を含めた 3 か年度とする。

注 2. 「家族」は、配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）であって、科学委員会委員本人と生計を一にする者とする。

ただし、以下のいずれの場合も、「生計を一にする者」とみなす。

(1) 家族が同一の家屋に起居している場合。

(2) 勤務、修学、療養等の都合上他の家族と日常の起居を共にしていない家族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するとき。

イ 当該他の家族と日常の起居を共にしていない家族が、勤務、修学等の余暇には当該他の家族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの家族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

注3. 「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、科学委員会委員が実質的な受取人として用途を決定しうる寄附金・研究契約金（実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。）等を含むほか、贈与された金銭、物品又は不動産の相当額、提供された役務、供应接待、遊技、ゴルフ又は旅行の相当額、大学の寄附講座設置に係る寄附金が含まれること。また、科学委員会委員と特定企業があらかじめ寄附の約束をした上で、所属機関を介さない特段の理由もなく、非営利団体を介することとした場合には、当該寄附金は回答の対象である寄附金・契約金等に含まれること。

なお、回答の日の属する年度については、保有している当該企業の株式の株式価値（回答時点）も金額の計算に含めるものとする。

注4. 実質的に科学委員会委員個人宛の寄附金等とみなせる範囲を回答の対象とし、本人名義であっても学部長又は施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金等を受け取っていることが明確なものは除く。なお、学会長の立場で、当該学会に対する寄附金等を受け取った場合の取扱いは、「学部長あるいは施設長等」と同様に取り扱われること（本人名義であっても学会長の立場で、当該学会に対する寄附金等を受け取っていることが明確な場合は、回答の対象外とする）。

附 則

この達は、平成24年5月14日から施行する。

附 則（平成24年6月8日24達第4号）

この達は、平成24年6月8日から施行する。

附 則（平成26年3月31日26達第2号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日28達第3号）

この達は、平成28年3月7日から施行する。

附 則（平成31年4月23日31達第1号）

この達は、平成31年4月23日から施行する。

附 則（令和2年3月13日達第3号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

| |
|-----|
| 回答票 |
|-----|

年 月 日

- 科学委員会委員の委嘱
- 科学委員会専門部会委員の委嘱 を受けるに当たり、以下のとおり回答します。
- 科学委員会専門部会臨時委員の指名

職名： _____ 氏名： _____

1 薬事関係企業（※）の役員、職員又は定期的に報酬を得る顧問等に就いていますか。

就いていません。 就いています。

（※薬事関係企業とは、医薬品（体外診断薬を含む）、医療機器、再生医療等製品、医薬部外品又は化粧品を製造販売又は製造している並びに製造販売又は製造しようとしている企業をいいます。また、顧問等とは、その肩書きによらず品目を特定せずに包括的な役務を提供し、定期的に報酬を受けている場合は、これに該当します。）

就いている場合には、次の欄に企業名等を記載して下さい。

企業名： _____ 職名： _____ 年間報酬額： _____

企業名： _____ 職名： _____ 年間報酬額： _____

企業名： _____ 職名： _____ 年間報酬額： _____

2 薬事関係企業からの寄附金・契約金等の受取（割当て）額について、「500万円を超える企業がある年度」がありますか。

（ _____ 年度 ~ _____ 年度） ない ある

「ある」場合には、次の欄に企業名を記載して下さい。

（ _____ 年度） _____ _____

（ _____ 年度） _____ _____

（ _____ 年度） _____ _____

* 欄が不足する等の場合は別紙でも結構です。

●同封した「科学委員会委員及び専門部会委員の委嘱に関する達」の注1から注4の記載内容に基づき、回答票の該当部分をご記入いただき、返送方よろしくお願いいたします。

●委員の委嘱又は指名後、本回答内容を公表しますので、ご承知おき下さい。

| |
|-----|
| 回答票 |
|-----|

年 月 日

- 科学委員会委員
- 科学委員会専門部会委員
- 科学委員会専門部会臨時委員

に就任以降、薬事関係企業に関し任期中に変更があった事項について、以下のとおり報告します。

職名： _____ 氏名： _____

1 薬事関係企業（※）の役員、職員又は定期的に報酬を得る顧問等に就いていますか。

就いていません。 就いています。

（※薬事関係企業とは、医薬品（体外診断薬を含む）、医療機器、再生医療等製品、医薬部外品又は化粧品を製造販売又は製造している並びに製造販売又は製造しようとしている企業をいいます。また、顧問等とは、その肩書きによらず品目を特定せずに包括的な役務を提供し、定期的に報酬を受けている場合は、これに該当します。）

就いている場合には、次の欄に企業名等を記載して下さい。

企業名： _____ 職名： _____ 年間報酬額： _____

企業名： _____ 職名： _____ 年間報酬額： _____

企業名： _____ 職名： _____ 年間報酬額： _____

2 任期中に寄附金・契約金等（500万円を超える企業に限る）について受取（割当て）があった薬事関係企業は以下のとおり。

次の欄に企業名を記載して下さい。

（ 年度） _____

（ 年度） _____

* 欄が不足する等の場合は別紙でも結構です。

●同封した「科学委員会委員及び専門部会委員の委嘱に関する達」の注1から注4の記載内容に基づき、回答票の該当部分をご記入いただき、返送方よろしく願いいたします。

●本回答内容は公表しますので、ご承知おき下さい。